

鳴門市地震津波対策推進計画

(平成25年度以降の取り組み内容)

鳴 門 市

目 次

○鳴門市地震津波対策推進計画（平成25年度以降の取り組み事項の内容）		
1. 平成25年度以降の取り組み事項の構成		1 P
○具体的取り組み事項実施内容		
重 点 項 目	分 野 別 項 目	掲 載 頁
1. 災害に備える	(1)防災意識を醸成する	3 P
	(2)自らが備える	4 P
	(3)地域で備える	4 P
	(4)学校等で備える	5 P
	(5)事業所・施設等で備える	6 P
	(6)広域で備える	7 P
	(7)公共施設・災害関連施設を整備する	7 P
	(8)行政の災害対策体制を整備する	9 P
	(9)災害対策物資等を整備する	12 P
2. 災害情報等を集め知らせる	(1)災害情報等を迅速に集める	13 P
	(2)災害情報等を迅速・確実に知らせる	13 P
3. 被災者を守る	(1)避難所等を開設する	16 P
	(2)被災者等を避難誘導する	17 P
	(3)被災者を救助・収容する	18 P
	(4)被災者の救急医療を行う	19 P
	(5)緊急輸送体制を確保する	20 P
4. 被災者の生活を支援する	(1)避難所を運営・管理する	21 P
	(2)ライフライン等を確保する	21 P
	(3)生活環境を整備する	23 P
	(4)生活再建を支援する	24 P
	(5)教育環境等を整備する	25 P

○鳴門市地震津波対策推進計画（平成25年度以降の取り組み事項の内容）

本市では、平成23年度から32年度の10年間を計画期間とした、「鳴門市地震津波対策推進計画」を策定し、計画の理念である「人命を守ることを最優先にした 震災に負けないまちづくり」をめざし、計画に掲げた各施策・事業を推進しています。

1. 平成25年度以降の取り組み事項の構成

項目区分	現行計画の 事項数	事業完了 及び 統廃合数	新規	修正	継続	変更なし	H25年度以 降の事項数
1. 災害に備える	44	4	4	9	9	22	44
(1) 防災意識を醸成する	5	0	0	1	0	4	5
(2) 自らが備える	3	0	0	1	0	2	3
(3) 地域で備える	3	0	0	2	0	1	3
(4) 学校等で備える	6	0	0	1	1	4	6
(5) 事業所・施設等で備える	3	0	0	1	0	2	3
(6) 広域で備える	2	1	1	0	0	1	2
(7) 公共施設・災害関連施設を整備する	11	1	0	1	2	7	10
(8) 行政の災害対策体制を整備する	10	2	3	1	6	1	11
(9) 災害対策物資等を整備する	1	0	0	1	0	0	1
2. 災害情報等を集め知らせる	14	4	2	1	3	6	12
(1) 災害情報等を迅速に集める	4	2	1	0	1	1	3
(2) 災害情報等を迅速・確実に知らせる	10	2	1	1	2	5	9
3. 被災者を守る	20	7	6	7	5	1	19
(1) 避難所等を開設する	3	1	2	1	1	0	4
(2) 被災者等を避難誘導する	5	1	2	2	1	1	6
(3) 被災者を救助・収容する	5	3	1	2	0	0	3
(4) 被災者の救急医療を行う	4	0	0	2	2	0	4
(5) 緊急輸送体制を確保する	3	2	1	0	1	0	2
4. 被災者の生活を支援する	19	1	2	5	12	1	20
(1) 避難所を運営・管理する	2	0	0	0	1	1	2
(2) ライフライン等を確保する	5	0	1	3	2	0	6
(3) 生活環境を整備する	4	0	0	0	4	0	4
(4) 生活再建を支援する	5	1	1	2	2	0	5
(5) 教育環境等を整備する	3	0	0	0	3	0	3
合 計	97	16	14	22	29	30	95

項目数は再掲を除く

「見直し区分」・「重要」・「緊急」・「時期」欄の区分は、次のとおりとする。

○「見直し区分」

- 新 規 → 平成25年度以降に新規事業として取り組むもの
- 修 正 → 現行取り組み内容の修正や担当課の追加等をしたもの
- 継 続 → 現行取り組み内容の実施期間を延長したもの
- 変 更 な し → 現行取り組み内容を変更しないもの（軽微な字句の修正含む）

○「重要」 重要度による分類

A→極めて重要なもの

（多数の人を対象として、防災意識・危機意識を高揚するもの、災害情報等を提供できるもの、災害から守る施設等の整備をするもの、生活を支援できるものなど、市の防災対策上特に重要な体制整備を行うもの）

B→重要なもの

（「A」より対象となる人数が少ないものや、重要な防災対策上の体制整備を行うもの）

C→実施が望ましいもの

（「A」「B」と判断ができないものですが、実施することが望ましいもの）

○「緊急」 緊急度による分類

A→直ちに実施すべきもの

（現時点から直ちに実施しなければならないもの）

B→できるだけ早く実施すべきもの

（「直ちに実施しなければならないもの」ではないが、早期に実施しなければ後で重大な影響があるもの）

C→他の取り組み終了後に実施すべきもの

（「A」「B」終了後に取り組むべきもの）

○「時期」 着手時期による分類

A→すぐ取り組むことができるもの

（上位計画・想定条件等の反映、関係団体・機関・財源などの調整が不要なく、すぐに取り組むことができるもの）

B→想定条件見直し・調整後に取り組むことができるもの

（国や県等の想定条件等の見直し、関係団体・機関・財源などの調整後に取り組むことができるもの）

C→国・県の計画見直し後に取り組むことができるもの

（国や県の計画など上位計画の見直し後に取り組むことができるもの）

平成25年度以降の取り組み事項の内容
(鳴門市地震津波対策推進計画本文 第5章 計画の重点項目)

1. 災害に備える

項目No.		取り組み事項名				H25年度以降の取り組み内容	
事項No.							
(1) 防災意識を醸成する							
①	津波ハザードマップ等の見直しと配布					<p>国や県が行っている地震の想定震源域・規模、津波の想定浸水域・浸水高に基づき、津波ハザードマップや揺れやすさマップの見直しを行い、新たに作成し全戸配布することにより避難路と避難場所の周知や防災意識の醸成を図ります。</p>	
担当	危機管理課						
実施期間	H23年度～ H25年度	見直し 区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	B		
②	広報なると・テレビ広報等による啓発					<p>「広報なると」への「防災・災害対策への取り組み」等の連載やテレビ広報で災害に関する意識の高揚を図る番組の放送のほか、庁内設置液晶モニターの活用により、災害関連情報や災害への正しい対応を継続して掲示・放送するなど、市民等への啓発を行います。</p>	
担当	危機管理課・秘書広報課						
実施期間	継続事業	見直し 区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A		
③	防災訓練の実施					<p>市民・事業者、教育機関、福祉施設、関係機関・団体等が全市的規模で参加する総合防災訓練や、様々な想定のもとで地区の実情に合わせた方法で防災訓練を実施し、災害への対応能力や防災に対する意識の向上を図ります。</p>	
担当	危機管理課・予防課						
実施期間	継続事業	見直し 区分	修正				
重要	A	緊急	A	時期	A		
④	出前市長室・出前講座の開催					<p>市民や事業所等に、防災に関する情報や市が定める計画、災害時の正しい対応等の説明や質疑応答を行うことにより、今後の防災計画等への意見の反映、市民等の危機意識・防災意識の高揚による「自助・公助・共助・近助(所)」への取り組みを推進するため、出前市長室や出前講座を開催します。</p>	
担当	危機管理課・市民協働推進課・生涯学習人権課						
実施期間	継続事業	見直し 区分	変更なし				
重要	B	緊急	A	時期	A		
⑤	標高表示標識・災害時統一標識の設置					<p>市民等への地震・津波に対する防災意識の醸成と、地域において避難が適切に行えるように、避難行動を行う際の判断基準となる標高の表示を行うとともに、国や県が行っている津波の想定被害の見直し結果に基づき設置する避難所などの災害関連施設について、災害時統一標識を設置します。</p>	
担当	危機管理課						
実施期間	H23年度～ H25年度	見直し 区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	B		

平成25年度以降の取り組み事項の内容
(鳴門市地震津波対策推進計画本文 第5章 計画の重点項目)

1. 災害に備える

項目No.		H25年度以降の取り組み内容				
事項No.	取り組み事項名					
(2) 自らが備える						
①	木造住宅耐震診断・改修支援の推進					<p>鳴門市耐震改修促進計画に基づき、平成27年度までに耐震化率90%を目指し、昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震改修や耐震診断が必要と判断された住宅へ費用の一部を助成することで耐震化を推進し、死傷者の発生を未然に防ぎます。</p>
担当	まちづくり課					
実施期間	継続事業	見直し区分	変更なし			
重要	B	緊急	A	時期	A	
②	家具転倒防止器具の設置促進					<p>震災時における家具の転倒による事故を未然に防ぐため、国の制度等を利用して要援護者等の家庭を対象とする家具転倒防止事業を実施するとともに、自主防災会への事業の継承を推進します。また、その他の家庭へも啓発を行うなど家具転倒防止器具の設置を促進します。</p>
担当	危機管理課					
実施期間	継続事業	見直し区分	修正			
重要	B	緊急	A	時期	A	
③	災害時備蓄食糧等の備蓄啓発					<p>大災害が発生した場合、公的な支援が届くまで約3日かかるといわれていることから、各家庭においても平常時から飲料水や非常食、また、常用薬やラジオ等の備蓄が必要であることの啓発を図ります。</p>
担当	危機管理課					
実施期間	継続事業	見直し区分	変更なし			
重要	B	緊急	A	時期	A	
④	防災訓練の実施					再掲(1-(1)-③)・3ページに掲載
(3) 地域で備える						
①	自主防災会の活動活性化の促進					<p>地域における防災力の強化を図るために、自主防災会への活動助成や災害に関する情報提供、避難訓練等の自主防災活動への参加促進等、より一層の活動活性化に向けた取り組みを推進します。</p>
担当	危機管理課					
実施期間	継続事業	見直し区分	修正			
重要	A	緊急	A	時期	A	

平成25年度以降の取り組み事項の内容
(鳴門市地震津波対策推進計画本文 第5章 計画の重点項目)

1. 災害に備える

項目No.							H25年度以降の取り組み内容
事項No.	取り組み事項名						
②	災害時要援護者の避難支援体制の整備					<p>災害時要援護者避難支援プランに基づき、自力や家族の支援だけでは避難が困難となる高齢者や障がい者などの要援護者への支援を行うため、平成25年1月に運用を開始した「災害時要援護者避難支援登録制度」を活用し、自主防災会・民生委員との連携・協力により災害時要援護者の避難支援体制を整備します。</p> <p>また、災害対策基本法の規定に基づき災害時要援護者の避難支援が実現できるよう検討を進めていきます。</p>	
担当	長寿介護課・社会福祉課・健康づくり課・危機管理課						
実施期間	継続事業		見直し区分	修正			
重要	A	緊急	A	時期	A		
③	防災訓練の実施					再掲(1-(1)-③)・3ページに掲載	
④	防災資機材の整備					<p>地域において、自主的かつ主体的な防災活動を行う自主防災会の活動を支援し、地域の防災機能の向上を図るため、防災資機材に対しての助成を行い整備を図ります。</p>	
担当	危機管理課						
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし			
重要	B	緊急	B	時期	A		

(4) 学校等で備える

①	学校等の危機管理体制の整備					<p>「鳴門市学校・幼稚園防災推進計画」を策定し、本市の幼児・児童・生徒及び職員の災害発生時の安全確保と一時避難に必要な災害対応備品等を整備するとともに、学校の防災教育及び防災管理・組織活動の充実と推進を図ります。</p> <p>また、保育所についても既に策定している危機管理マニュアルを継続的に見直すなど危機管理体制の整備を図ります。</p>
担当	学校教育課・子どもいきいき課					
実施期間	継続事業		見直し区分	修正		
重要	A	緊急	A	時期	A	
②	学校等での避難訓練の実施					<p>年間計画を立て、全市的な総合防災訓練をはじめ、定期的に保護者や自主防災会、自治振興会、消防分団など関係機関と連携した避難訓練を実施することにより、危険箇所や問題点の確認と改善に向けた対策の検討を共に行い、児童・生徒・教職員の危機意識の醸成と迅速かつ円滑な避難行動ができるようにします。</p>
担当	学校教育課・子どもいきいき課					
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし		
重要	A	緊急	A	時期	A	
③	防災教育の実施					<p>児童・生徒自らが自分の安全を守るための実践的防災対応能力の養成と、災害時お互いに助け合うための防災ボランティア意識の向上を図るため、様々な学習や避難訓練を通じて、日頃からの心構えや災害時に取るべき行動を身につけ、災害時に迅速で適切な行動がとれるように、防災教育を継続的に実施します。</p>
担当	学校教育課・子どもいきいき課					
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし		
重要	A	緊急	A	時期	A	

平成25年度以降の取り組み事項の内容
(鳴門市地震津波対策推進計画本文 第5章 計画の重点項目)

1. 災害に備える

項目No.		取り組み事項名					H25年度以降の取り組み内容	
事項No.								
④	学校施設等の耐震化推進					<p>安全で安心できる教育環境等を整備するため、耐震化優先度調査や耐震診断結果を踏まえ、幼稚園・小中学校では平成27年度を目途とした年次計画に基づき、耐震補強設計や耐震整備工事を行うなど耐震化を推進するとともに、その他の施設についても順次耐震化を推進します。</p>		
担当	教育総務課・子どもいきいき課							
実施期間	(学校)H27年度 (保育所)協議継続	見直し 区分	変更なし					
重要	A	緊急	A	時期	A			
⑤	保護者との連絡体制の整備					<p>災害時における児童・生徒の安全の確認、通信手段が断絶した場合の情報伝達に関する方法等の連絡マニュアルの策定と周知徹底を図るなど、保護者からの情報収集や学校等からの伝達などの連絡が迅速かつ確実に行えるように体制整備を図ります。</p>		
担当	学校教育課・子どもいきいき課							
実施期間	継続事業		見直し 区分	継続				
重要	B	緊急	A	時期	A			
⑥	自主防災会等との連携					<p>学校等の防災対策を行う上で、地域ぐるみで児童・生徒を守る取り組みが求められており、また、「学校は地域の防災拠点」でもあることから、児童・生徒の安全の確保と防災拠点とするため、地域の自主防災会等との連携を図ります。</p>		
担当	学校教育課・子どもいきいき課・危機管理課							
実施期間	継続事業		見直し 区分	変更なし				
重要	B	緊急	A	時期	A			
(5) 事業所・施設等で備える								
①	防災意識の啓発					<p>地震・津波等の災害への備えとして、施設等の耐震化、危機管理マニュアルの策定、様々な想定に基づく避難訓練の実施、事業継続計画(BCP)の策定などが求められるため、広報や研修会等を通じて、各事業所・施設等へ啓発を行います。</p>		
担当	危機管理課・商工政策課							
実施期間	継続事業		見直し 区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A			
②	自主防災会等との連携啓発					<p>高齢者・子ども・障がい者等の要援護者がいる事業所・施設は、災害時に自主防災会等をはじめ地域住民による支援が必要となることから、いざという時に円滑な避難活動等が行えるように平常時から連携の啓発を行います。</p>		
担当	長寿介護課・社会福祉課・子どもいきいき課・危機管理課							
実施期間	継続事業		見直し 区分	変更なし				
重要	B	緊急	A	時期	A			

平成25年度以降の取り組み事項の内容
(鳴門市地震津波対策推進計画本文 第5章 計画の重点項目)

1. 災害に備える

項目No.							H25年度以降の取り組み内容
事項No.	取り組み事項名						
③	帰宅困難者への対応啓発					<p>事業所や施設等で帰宅困難者が発生した際の対応について、事前に安全な避難・収容施設の確保や誘導方法等の検討、備蓄品の準備のほか、従事者等へも災害への備えが必要であることの周知の重要性など、帰宅困難者への対応について啓発に努めます。</p>	
担当	危機管理課・社会福祉課・子どもいきいき課・商工政策課・観光振興課・競艇企画管理課						
実施期間	継続事業		見直し区分	修正			
重要	B	緊急	B	時期	A		
④	防災訓練の実施						
再掲(1-(1)-③)・3ページに掲載							
(6) 広域で備える							
①	災害時における広域連携体制の構築					<p>大規模な災害が発生した場合、近隣市町村や近隣市町村も同時被災している場合は被災していない自治体等からの支援を得る必要があることから、新たな相互応援協定の締結やこれまで相互応援協定を締結した自治体等と平常時から情報交換等を行い連携を強化するなど、広域連携体制を構築します。</p>	
担当	危機管理課						
実施期間	継続事業		見直し区分	新規			
重要	B	緊急	A	時期	A		
②	災害ボランティアセンターの体制整備					<p>被災時においては、被災地の自治体・住民等だけでは救援活動や復旧活動が困難であり、広域的なボランティアによる支援が大きな力となることから、事前に受入れ体制や業務に関するマニュアルの策定など体制整備を行います。</p>	
担当	市民協働推進課・社会福祉課						
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし			
重要	A	緊急	A	時期	A		
(7) 公共施設・災害関連施設を整備する							
①	防災行政無線等の整備					<p>災害発生時に、緊急地震速報や避難勧告等の災害情報等を伝達し、電話等の通信手段が断絶した場合には被災情報や避難所の情報収集が可能となる、双方向の情報伝達機能を持つ防災行政無線、また、広く異常を知らせることができるサイレンや個別に緊急情報を知らせることができる防災行政ラジオなどを整備します。</p>	
担当	危機管理課						
実施期間	H23年度～H26年度		見直し区分	継続			
重要	A	緊急	A	時期	A		

平成25年度以降の取り組み事項の内容
(鳴門市地震津波対策推進計画本文 第5章 計画の重点項目)

1. 災害に備える

項目No.						H25年度以降の取り組み内容
事項No.	取り組み事項名					
②	避難路・避難場所の見直しと整備					<p>国や県による地震・津波の想定規模の見直し結果や災害対策基本法の改正を踏まえ、地域住民と共に協議を行い、安全な避難路を確保するとともに、新たに避難場所を指定・整備するなど、災害時に避難者が安全・迅速に避難できるようにします。</p>
担当	危機管理課					
実施期間	H23年度～ H26年度	見直し 区分	継続			
重要	A	緊急	A	時期	B	
③	津波避難ビルの確保					<p>避難対象地域内において、より多くの避難場所を確保することが安全・迅速な避難に必要であることから、既存のビルの立地状況や構造を確認したうえで所有者等と協定を結ぶことにより、避難場所となる津波避難ビルを確保します。</p>
担当	危機管理課					
実施期間	継続事業	見直し 区分	変更なし			
重要	A	緊急	A	時期	A	
④	津波避難タワーの整備					<p>国や県による津波の想定規模の見直し結果により、津波が発生した際に避難できる高台や津波に耐えることができる高層建築物が近くに無いため、避難が困難となる避難困難地域においては津波避難タワーの整備について検討します。</p>
担当	危機管理課					
実施期間	H23年度～ H26年度	見直し 区分	変更なし			
重要	A	緊急	A	時期	B	
⑤	標高表示標識・災害時統一標識の設置					再掲（1－（1）－⑤）・3ページに掲載
⑥	避難所耐震化の推進					<p>被災時に、市民等が避難する小中学校等の体育館等の避難所は十分な耐震性が必要であることから、避難所として指定する施設については、国や県の津波被害想定結果や避難者数を考慮しながら、学校再編などの施設の統廃合を含めて見直しを行い耐震化を進めます。</p>
担当	教育総務課・生涯学習人権課					
実施期間	継続事業	見直し 区分	変更なし			
重要	A	緊急	A	時期	B	
⑦	学校施設等の耐震化推進					再掲（1－（4）－④）・6ページに掲載
⑧	道路橋梁耐震化の推進					<p>被災時に広域避難場所等への避難路となる主要な道路、また、その道路に架かる橋梁については、国の補助金を活用しながら計画的な耐震化を行うなど安全性の確保に努め、緊急時の避難路や輸送路の確保に努めます。</p>
担当	土木課					
実施期間	継続事業	見直し 区分	変更なし			
重要	A	緊急	A	時期	A	

平成25年度以降の取り組み事項の内容
(鳴門市地震津波対策推進計画本文 第5章 計画の重点項目)

1. 災害に備える

項目No.							H25年度以降の取り組み内容
事項No.	取り組み事項名						
⑨	競艇場施設耐震化の推進					<p>鳴門競艇場の施設改善については、「鳴門競艇のあり方に関する検討会議」における議論を踏まえ、「撫養港海岸保全施設整備事業」の進捗状況との調整を図りながら、耐震化を含む施設改善の方針について検討します。</p>	
担当	競艇企画管理課						
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし			
重要	A	緊急	B	時期	B		
⑩	水道施設耐震化の推進					<p>水道施設の耐震化は、「鳴門市水道事業中期経営計画」で取り組みを定めており、既に着手している基幹管路の耐震化・老朽管路の敷設替え、配水池の増強については継続して実施し、浄水場についても「鳴門市浄水場施設耐震化更新基本計画」に基づき、「浄水場施設耐震化に関する技術検討委員会」の意見も踏まえながら、計画的な耐震化を進めます。</p>	
担当	水道事業課						
実施期間	継続事業		見直し区分	修正			
重要	A	緊急	A	時期	A		
⑪	市有施設耐震化の推進					<p>市は様々な施設を保有していることから、「鳴門市耐震改修促進計画」策定の趣旨を踏まえ、施設のあり方検討結果や使用目的、利用状況や施設の統廃合等を考慮した整備計画を策定し、計画的に耐震性能の確認と耐震化を進めます。</p>	
担当	施設保有課全課						
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし			
重要	B	緊急	B	時期	B		
⑫	水門・樋門・ポンプ場・都市下水路の整備					<p>津波災害発生時等において、重要な役割を担うことになる水門や樋門、ポンプ場、都市下水路については、有効に稼働し人命や財産を守ることができる施設の性能を確保するため、計画的に整備を行います。</p>	
担当	土木課・農林水産課・下水道課						
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし			
重要	A	緊急	A	時期	B		
(8) 行政の災害対策体制を整備する							
①	津波避難計画の見直し					<p>国や県が行っている地震の想定震源域や規模、津波の想定浸水域や浸水高に基づき、地震に伴い発生する津波の災害から市民等の生命及び安全を確保するための避難計画である津波避難計画の見直しを行います。</p>	
担当	危機管理課						
実施期間	H23年度～H25年度		見直し区分	継続			
重要	A	緊急	A	時期	B		

平成25年度以降の取り組み事項の内容
(鳴門市地震津波対策推進計画本文 第5章 計画の重点項目)

1. 災害に備える

項目No.						H25年度以降の取り組み内容
事項No.	取り組み事項名					
②	市災害対策本部職員の危機管理意識の醸成と役割認識の徹底					<p>災害時に、市災害対策本部において災害対策や復旧作業を行うことになる職員に、先進的取組事例に関する講演会などの災害教育研修を行い、危機管理意識の醸成と役割認識の徹底を図ります。</p>
担当	危機管理課・人事課					
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし		
重要	A	緊急	A	時期	A	
③	事業継続計画（BCP）の策定					<p>災害時において、市役所も一事業所として職員の生命や安全を守るための防災対策、施設や設備等の被災による業務停止時の復旧対策、被災時でも継続しなければならない重要業務の遂行体制など、災害対策を定める事業継続計画（BCP）を策定します。</p>
担当	危機管理課・各所属					
実施期間	H23年度～H26年度		見直し区分	継続		
重要	B	緊急	B	時期	A	
④	初動体制等の整備					<p>地震が発生した場合または徳島県に津波警報が発令された場合に、迅速かつ確な対応を図るため、緊急初動体制要員の指名及び配備、業務内容や非常体制への移行措置に関する初動体制整備マニュアルを策定するなど初動体制を整備します。</p>
担当	危機管理課					
実施期間	H23年度～H26年度		見直し区分	継続		
重要	B	緊急	B	時期	A	
⑤	円滑な支部の設置・運営の確保					<p>市災害対策本部に定める支部の設置・運営マニュアルの見直しを適切に行うなど、支部の設置・運営が迅速かつ円滑に行うことができるよう取り組みます。</p>
担当	危機管理課					
実施期間	継続事業		見直し区分	新規		
重要	A	緊急	A	時期	A	
⑥	市災害対策本部職員・消防職員・消防団員の安全確保					<p>災害時に、情報収集や避難誘導、救助・消火活動等の災害対応を行う本部職員・消防職員・消防分団員は、活動中に危険が伴うリスクが高いため、本部や団長等からの情報や指揮命令の伝達手段の確保と行動指針を策定するなど安全確保に努めます。</p>
担当	危機管理課・消防総務課					
実施期間	H23年度～H26年度		見直し区分	継続		
重要	A	緊急	A	時期	A	

平成25年度以降の取り組み事項の内容
(鳴門市地震津波対策推進計画本文 第5章 計画の重点項目)

1. 災害に備える

項目No.							H25年度以降の取り組み内容
事項No.	取り組み事項名						
⑦	行政情報の災害対策の推進					<p>庁舎等が被災することにより、住民記録等の行政サービスを提供するために必要となる行政情報・データを喪失することがないように、保管場所や管理方法等の見直しなど、行政情報の災害対策を推進します。</p>	
担当	総務課・情報化推進室						
実施期間	H23年度～ H26年度	見直し 区分	継続				
重要	A	緊急	A	時期	A		
⑧	応援体制・協力関係の構築					<p>災害時に物資・食糧・重機等の機材の確保、民間賃貸住宅等を活用した住宅や入浴施設の提供、救援・治療等に関して、応援や協力を得ることができる事業者等との連携の強化や協定を締結するなどにより、被災時の応援体制・協力体制の構築を図ります。</p>	
担当	危機管理課・まちづくり課・商工政策課						
実施期間	継続事業		見直し 区分	修正			
重要	B	緊急	B	時期	A		
⑨	各事態への対応マニュアルの整備と周知徹底					<p>災害発生時には、早期の情報収集や分析、迅速で的確な初動対応が求められることから、大規模な火災、化学物質等による汚染の発生への対応など、想定される各事態への対応マニュアルを平常時から整備するとともに、関係者への周知を図ります。</p>	
担当	危機管理課						
実施期間	継続事業		見直し 区分	継続			
重要	B	緊急	B	時期	B		
⑩	災害時における再任用職員等の活用検討					<p>大規模災害が発生した場合、多数の災害対応要員が必要となることから、災害時における再任用職員の役割分担や市退職者を活用するなど早期の復旧・復興に資するよう体制整備を検討します。</p>	
担当	人事課・危機管理課						
実施期間	継続事業		見直し 区分	新規			
重要	A	緊急	A	時期	A		
⑪	空き家対策の推進					<p>利用予定がなく、長期不在となっている空き家は、管理不全により防犯、環境、景観の面だけでなく、建物の倒壊や屋根・外壁の落下等防災面においても悪影響を与えるなど様々な問題を抱えていることから、空き家対策に係る課題や各種施策の方向性等を示した基本方針を策定します。</p>	
担当	まちづくり課						
実施期間	継続事業		見直し 区分	新規			
重要	B	緊急	B	時期	A		

平成25年度以降の取り組み事項の内容
 (鳴門市地震津波対策推進計画本文 第5章 計画の重点項目)

1. 災害に備える						
項目No.			H25年度以降の取り組み内容			
事項No.	取り組み事項名					
(9) 災害対策物資等を整備する						
①	防災備蓄の推進					被災し避難した市民等が、避難所で少しでも安心した生活が送れるように、「徳島県備蓄計画・輸送計画」を基本として、非常時の飲料水や食糧を本庁舎や災害対策本部設置時の各支部、主要な避難所で備蓄するとともに、ヘルメットやラジオなどの防災資機材等についても計画的に備蓄します。
担当	危機管理課					
実施期間	継続事業		見直し区分	修正		
重要	A	緊急	A	時期	A	
②	災害時備蓄食糧等の備蓄啓発					再掲(1-(2)-③)・4ページに掲載
③	防災資機材の整備					再掲(1-(3)-④)・5ページに掲載

平成25年度以降の取り組み事項の内容
(鳴門市地震津波対策推進計画本文 第5章 計画の重点項目)

2. 災害情報等を集め知らせる

項目No.							H25年度以降の取り組み内容
事項No.	取り組み事項名						
(1) 災害情報等を迅速に集める							
①	市災害対策本部内の情報処理体制の整備					市災害対策本部内の情報処理マニュアルの見直しを適切に行うなど、災害情報を迅速・確実に収集・整理し、連絡・報告ができる体制を整えます。	
担当	危機管理課・情報化推進室						
実施期間	継続事業	見直し区分	新規				
重要	A	緊急	A	時期	A		
②	防災行政無線等の整備					再掲(1-(7)-①)・7ページに掲載	
③	全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備					地震等の緊急情報を、災害対策を行う市関係職員がいち早く得られる体制と、全ての職員や市民、学校等はじめ市内全域へ迅速に伝達できる体制を構築するため、国からの緊急情報を瞬時に伝達できる全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備を図ります。	
担当	危機管理課						
実施期間	H23年度～H26年度	見直し区分	継続				
重要	A	緊急	A	時期	A		
④	気象庁からの災害情報の活用					気象庁から伝達される地震・津波情報を、早期に市関係部局全体に伝え、災害対策を行う全ての職員に周知し、適切な対応が迅速に実施できるように活用を図ります。	
担当	危機管理課						
実施期間	継続事業	見直し区分	変更なし				
重要	B	緊急	A	時期	A		
⑤	保護者との連絡体制の整備					再掲(1-(4)-⑤)・6ページに掲載	
(2) 災害情報等を迅速・確実に知らせる							
①	災害情報の迅速・確実な伝達体制の整備					各種情報伝達手段の効果的な活用についての検討や災害情報広報マニュアルの見直しなどにより、災害内容や避難勧告等の情報が迅速・確実に住民等に伝えることができるよう取り組みます。	
担当	秘書広報課・危機管理課・情報化推進室						
実施期間	継続事業	見直し区分	新規				
重要	A	緊急	A	時期	A		
②	防災行政無線等の整備					再掲(1-(7)-①)・7ページに掲載	
③	全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備					再掲(2-(1)-③)・13ページに掲載	

平成25年度以降の取り組み事項の内容
(鳴門市地震津波対策推進計画本文 第5章 計画の重点項目)

2. 災害情報等を集め知らせる

項目No.							H25年度以降の取り組み内容
事項No.	取り組み事項名						
④	市公式ウェブサイト・Twitter・テレビ鳴門の活用					一人でも多くの市民等に、災害情報や避難勧告等、また、様々な支援情報を伝達するため、市公式ウェブサイトや市公式twitter、テレビ鳴門のデータ放送を活用します。	
担当	危機管理課・秘書広報課						
実施期間	継続事業		見直し 区分	修正			
重要	A	緊急	A	時期	A		
⑤	「災害情報Eメール配信サービス」の登録促進と活用					市民をはじめ市民以外の方でも、希望があれば無料で気象情報や災害情報を電子メールで携帯電話やパソコンへ配信する「災害情報Eメール配信サービス」の登録を促進し、災害情報等の伝達に活用します。	
担当	危機管理課						
実施期間	継続事業		見直し 区分	変更なし			
重要	B	緊急	A	時期	A		
⑥	「鳴門市しらせ隊」の登録促進と活用					緊急情報等を、市職員をはじめ保育所、幼稚園・学校、防災関係者へ伝達するため、鳴門市からの情報伝達が無料で可能となる「鳴門市しらせ隊」への登録を呼びかけ、災害時の情報伝達に活用します。	
担当	危機管理課・情報化推進室						
実施期間	継続事業		見直し 区分	変更なし			
重要	A	緊急	A	時期	A		
⑦	携帯電話緊急速報メールの活用					効率的な情報伝達手段として、市からの災害情報等を市内にある対応機種携帯電話に一齐配信する緊急速報メールを活用します。	
担当	危機管理課・情報化推進室						
実施期間	継続事業		見直し 区分	変更なし			
重要	A	緊急	A	時期	A		
⑧	「すだちくんメール」の登録促進と活用					徳島県が整備する「すだちくんメール」は、気象警報、津波警報、地震情報等の配信や安否確認サービスの提供等があることから登録を呼びかけ、災害時の情報伝達・救援・支援情報に活用します。	
担当	危機管理課						
実施期間	継続事業		見直し 区分	変更なし			
重要	A	緊急	A	時期	A		

平成25年度以降の取り組み事項の内容
 (鳴門市地震津波対策推進計画本文 第5章 計画の重点項目)

2. 災害情報等を集め知らせる

項目No.							H25年度以降の取り組み内容
事項No.	取り組み事項名						
⑨	災害時優先通信システム（電話回線）の活用					災害時には電話回線が輻輳することから、災害時の発信が優先的に使用できる「災害時優先通信システム」（NTT西日本電話回線）を、重要情報の確実な伝達手段として活用します。	
担当	危機管理課						
実施期間	H23年度 ~ H25年度	見直し区分	継続				
重要	B	緊急	B	時期	A		
⑩	保護者との連絡体制の整備					再掲（1-（4）-⑤）・6ページに掲載	
⑪	庁内放送の活用					災害情報の伝達や災害対策本部の設置など、全庁的に周知徹底が必要な事項については、庁内放送を活用し災害対応に従事する全職員に通知するとともに、来庁の市民等に対しても災害情報の提供を行います。	
担当	危機管理課						
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし			
重要	B	緊急	A	時期	A		
⑫	地方放送局との連携					被災時には、電話の不通や停電等によりテレビ等が使用できず、救援・支援情報が入手できなくなる場合があるため、鳴門市の救援・支援情報の放送に関する協定を地方放送局と締結するなど連携して情報伝達を図ります。	
担当	危機管理課						
実施期間	継続事業		見直し区分	継続			
重要	B	緊急	A	時期	A		
⑬	市公式ウェブサイト・Twitter・テレビ鳴門の活用					再掲（2-（2）-④）・14ページに掲載	

平成25年度以降の取り組み事項の内容
(鳴門市地震津波対策推進計画本文 第5章 計画の重点項目)

3. 被災者を守る

項目No.		取り組み事項名				H25年度以降の取り組み内容
事項No.						
(1) 避難所等を開設する						
①	避難所開設・運営マニュアルの策定					<p>災害時に遅滞なく避難所を開設し避難者を収容するとともに避難所を円滑に運営するため、開設の準備や手順、支部員の役割や各避難所への配置や役割、運営の手法や機能について定める避難所開設・運営マニュアルを策定するとともに、担当する各支部員への周知徹底を図ります。</p>
担当	市災害対策本部市民生活班支部担当					
実施期間	H23年度～ H26年度	見直し 区分	継続			
重要	A	緊急	A	時期	A	
②	円滑な支部の設置・運営の確保					再掲(1-(8)-⑤)・10ページに掲載
③	福祉避難所施設の設置					<p>要援護者は、生活スペースの確保や救援物資の受け取りなどが困難であるため、これらのケアが可能となる福祉避難所の設置に努め、災害時に円滑な支援が行えるようにします。</p>
担当	長寿介護課・社会福祉課					
実施期間	継続事業		見直し 区分	修正		
重要	B	緊急	A	時期	A	
④	福祉避難所施設開設・運営マニュアルの策定					<p>福祉避難所における要援護者への支援が円滑に行われるよう福祉避難所の開設基準や手順、人員配置や役割分担、運営手法等を定めた福祉避難所施設開設・運営マニュアルを策定するとともに、施設の所在地や避難経路、利用対象者の範囲など情報の周知徹底を図ります。</p>
担当	長寿介護課・社会福祉課					
実施期間	H25年度～ H26年度	見直し 区分	新規			
重要	B	緊急	A	時期	A	
⑤	避難所の見直しと機能強化					<p>災害対策基本法の改正や国・県による地震・津波の想定規模の見直し結果を受けて、現在指定されている避難所の見直しや新たな指定を行うことにより、一定数の避難者を収容できる適切な避難所を確保するとともに、災害時における避難所生活において、一定以上の生活環境を確保するために必要な機材や設備等について検討を進めます。</p>
担当	危機管理課					
実施期間	継続事業		見直し 区分	新規		
重要	A	緊急	A	時期	B	
⑥	避難路・避難場所の見直しと整備					再掲(1-(7)-②)・8ページに掲載

平成25年度以降の取り組み事項の内容
(鳴門市地震津波対策推進計画本文 第5章 計画の重点項目)

3. 被災者を守る

項目No.						H25年度以降の取り組み内容
事項No.	取り組み事項名					
(2) 被災者等を避難誘導する						
①	避難情報の発令・伝達体制の整備					<p>災害時において市民の安全を確保するための避難情報を適切に発令・伝達するために、避難勧告・避難指示マニュアルの見直しや避難勧告等の適切な発令・伝達についての検討を行います。</p>
担当	危機管理課					
実施期間	継続事業		見直し区分	新規		
重要	A	緊急	A	時期	A	
②	津波ハザードマップ等の見直しと配布					再掲(1-(1)-①)・3ページに掲載
③	避難場所・避難経路等の周知徹底					<p>災害時に迷うことなく迅速に避難行動ができるように、各地域の避難場所等を示したハザードマップの配布や地域での防災訓練を実施することなどにより、住民等への周知徹底を図ります。</p>
担当	危機管理課					
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし		
重要	A	緊急	A	時期	A	
④	標高表示標識・災害時統一標識の設置					再掲(1-(1)-⑤)・3ページに掲載
⑤	災害時要援護者の避難支援体制の整備					再掲(1-(3)-②)・5ページに掲載
⑥	競艇事業・地域バス事業の災害対応マニュアルの整備					<p>多数の来場者や乗客を施設や地域バス等に収容している際に、災害が発生した場合において、来場者や乗客、従事員等の避難等の安全対策、現金や貴重品等の管理等についての災害対応マニュアルを整備します。</p>
担当	競艇業務推進課・交通政策室					
実施期間	H23年度～H26年度		見直し区分	修正・継続		
重要	A	緊急	A	時期	A	
⑦	外国人の避難支援					<p>訪問あるいは在住のため、本市で被災した外国人への被災時の対応について、通訳者の登録、大使館等の公的機関の連絡先の確認など、事前に協議と準備を行いマニュアルを策定するなど、円滑な避難支援が行えるようにします。</p>
担当	危機管理課					
実施期間	継続事業		見直し区分	継続		
重要	B	緊急	B	時期	A	

平成25年度以降の取り組み事項の内容
(鳴門市地震津波対策推進計画本文 第5章 計画の重点項目)

3. 被災者を守る

項目No.						H25年度以降の取り組み内容
事項No.	取り組み事項名					
⑧	警察・消防・消防団・自主防災会による避難誘導體制の整備					<p>避難勧告・避難指示発令時に、安全で迅速かつ円滑に避難を行うためには、組織間の連携、役割分担調整等が重要であることから、関係機関と事前調整等を行い総合防災訓練等を通じて避難誘導體制を整備します。</p>
担当	予防課					
実施期間	継続事業		見直し区分	修正・継続		
重要	B	緊急	B	時期	B	
⑨	率先避難者の育成					<p>東日本大震災において、多くの消防団員が住民の避難誘導中に津波の犠牲となった教訓を踏まえ、「鳴門市消防団震災対応マニュアル」等を活用し、地域の消防団や自主防災会等と連携して率先避難訓練を実施するなど率先避難に関する認識を深めるとともに、地域における率先避難者の育成を推進します。</p>
担当	消防総務課					
実施期間	継続事業		見直し区分	新規		
重要	A	緊急	A	時期	A	
⑩	防災行政無線等の整備					再掲(1-(7)-①)・7ページに掲載
⑪	災害情報の迅速・確実な伝達体制の整備					再掲(2-(2)-①)・13ページに掲載
⑫	市公式ウェブサイト・Twitter・テレビ鳴門の活用					再掲(2-(2)-④)・14ページに掲載
⑬	「災害情報Eメール配信サービス」の登録促進と活用					再掲(2-(2)-⑤)・14ページに掲載
⑭	携帯電話緊急速報メールの活用					再掲(2-(2)-⑦)・14ページに掲載
(3) 被災者を救助・収容する						
①	防災資機材の整備					再掲(1-(3)-④)・5ページに掲載
②	警察・消防・消防団等と連携した救出救護体制の整備					<p>被災時の傷病者の救出・救護作業は、警察・消防・消防団・医師会・自主防災会などと連携して行うことから、総合防災訓練等を通じて救出救護体制を整備します。</p>
担当	予防課					
実施期間	継続事業		見直し区分	修正・継続		
重要	B	緊急	B	時期	B	
③	応援体制・協力関係の構築					再掲(1-(8)-⑧)・11ページに掲載

平成25年度以降の取り組み事項の内容
(鳴門市地震津波対策推進計画本文 第5章 計画の重点項目)

3. 被災者を守る

項目No.						H25年度以降の取り組み内容
事項No.	取り組み事項名					
④	国・県・自衛隊等からの支援・協力の確保					<p>国・県・自衛隊等からの支援・協力を迅速・確実に得るために災害救助法適用申請マニュアルや自衛隊派遣要請マニュアルの見直しなどを行うとともに、各種訓練への参加や実施などにより各機関からの支援・協力が円滑に行われるよう取り組みを進めます。</p>
担当	危機管理課					
実施期間	継続事業		見直し区分	新規		
重要	B	緊急	B	時期	A	
⑤	防災行政無線等の整備					再掲(1-(7)-①)・7ページに掲載
⑥	市公式ウェブサイト・Twitter・テレビ鳴門の活用					再掲(2-(2)-④)・14ページに掲載
⑦	「災害情報Eメール配信サービス」の登録促進と活用					再掲(2-(2)-⑤)・14ページに掲載
⑧	携帯電話緊急速報メールの活用					再掲(2-(2)-⑦)・14ページに掲載
⑨	死体の収容・処理・埋葬マニュアルの策定					<p>災害により亡くなった市民等の遺体の搜索と収容、処置と安置、身元確認、埋火葬の検討、遺骨・遺品等の一時保管等について、人員と資機材の確保、関係機関との連携等に関するマニュアルを作成します。</p>
担当	危機管理課・市民課・クリーンセンター管理課・市民協働推進課					
実施期間	H23年度～H26年度		見直し区分	修正・継続		
重要	B	緊急	B	時期	A	
(4) 被災者の救急医療を行う						
①	医師会等との連携					<p>被災時に負傷者へ適切な医療行為を行うため、医師会との応援協力協定に基づき協議を行うとともに、医師会等と応援協力要請マニュアルを策定するなど、円滑な応援協力が得られるように連携を図ります。</p>
担当	健康づくり課					
実施期間	H23年度～H26年度		見直し区分	修正・継続		
重要	A	緊急	A	時期	B	
②	負傷者等の救急医療体制の整備					<p>被災時に負傷した市民等への救急医療を行うため、医師会に医療機関の被災状況の確認、医師のトリアージ(重傷度・緊急度による分類)による医療順位決定手順等を定める救急医療マニュアルを策定するなど、負傷者等の救急医療体制を整備するため医師会等関係機関と協議をします。</p>
担当	健康づくり課					
実施期間	H23年度～H26年度		見直し区分	修正・継続		
重要	B	緊急	B	時期	B	

平成25年度以降の取り組み事項の内容
(鳴門市地震津波対策推進計画本文 第5章 計画の重点項目)

3. 被災者を守る

項目No.							H25年度以降の取り組み内容
事項No.	取り組み事項名						
③	災害時医薬品等の確保					<p>災害時には、多量の医薬品と医療資機材等が必要となるため、医師会・薬剤師会への協力依頼、県薬務課・保健所への調達・斡旋要請などを定めた、医薬品等の調達マニュアルを策定し、災害時に医薬品等を円滑に確保できるようにします。</p>	
担当	健康づくり課						
実施期間	H23年度～ H26年度	見直し 区分	継続				
重要	B	緊急	A	時期	B		
④	応援体制・協力関係の構築					再掲(1-(8)-⑧)・11ページに掲載	
⑤	応急救護所設置マニュアルの策定					<p>災害時に、多数の負傷者が発生し、医療施設に収容できなかったり、医療施設の損壊等で医療機能の低下を招き収容できなかった場合は、応急救護所を設置し医療行為を行う必要があることから、応急救護所設置マニュアルを策定します。</p>	
担当	健康づくり課						
実施期間	H23年度～ H26年度	見直し 区分	継続				
重要	B	緊急	B	時期	B		
(5) 緊急輸送体制を確保する							
①	道路橋梁耐震化の推進					再掲(1-(7)-⑧)・8ページに掲載	
②	災害時搬送車両の輸送路の整備					<p>負傷者や支援物資の搬送などを行う車両の通行に必要な輸送路の整備が重要であることから、道路交通緊急対策マニュアルや協力事業者への協力要請マニュアルの見直しを行うなど輸送路の緊急整備と応援協力が得られるように努めます。</p>	
担当	土木課						
実施期間	継続事業		見直し 区分	新規			
重要	A	緊急	A	時期	A		
③	災害用ヘリポートの確保					<p>災害時には、道路の寸断等で車両による被災者の救護や搬送が不可能となる場合があるため、既に指定している3箇所のヘリポートに加え、小中学校の校庭等について、これまでの協議結果をもとに確認を行うなど、非常時の災害用のヘリポートの確保を図ります。</p>	
担当	危機管理課						
実施期間	H23年度～ H26年度	見直し 区分	継続				
重要	B	緊急	B	時期	B		
④	災害時における広域連携体制の構築					再掲(1-(6)-①)・7ページに掲載	

平成25年度以降の取り組み事項の内容
(鳴門市地震津波対策推進計画本文 第5章 計画の重点項目)

4. 被災者の生活を支援する

項目No.							H25年度以降の取り組み内容
事項No.	取り組み事項名						
(1) 避難所を運営・管理する							
①	避難所開設・運営マニュアルの策定					再掲(3-(1)-①)・16ページに掲載	
②	災害発生後要援護者支援体制の整備					<p>災害発生後に、避難所や自宅にいる要援護者への支援体制を整備するため、災害発生後要援護者支援マニュアルを作成し、個別事情に沿った対応や相談窓口の設置、地区関係者や支援者への情報提供、市民生活班・経済班とも連携した調整を行うなど、支援体制を整備します。</p>	
担当	健康づくり課						
実施期間	H23年度～ H26年度	見直し 区分	継続				
重要	B	緊急	B	時期	B		
③	避難所仮設トイレの確保					<p>水道の断水や下水道の寸断により、避難施設のトイレが使えなくなった場合は、避難所収容人数をもとに必要な数の算出と、し尿処理担当との連携による円滑な処理を行い、衛生状態を良好に保つことができる仮設トイレを確保します。</p>	
担当	クリーンセンター廃棄物対策課						
実施期間	継続事業		見直し 区分	変更なし			
重要	B	緊急	B	時期	B		
④	災害ボランティアセンターの体制整備					再掲(1-(6)-②)・7ページに掲載	
(2) ライフライン等を確保する							
①	ライフライン事業者との連携強化					<p>災害時に、電気・ガス・水道などのライフラインの復旧・確保を図るため、平常時から活動への支援等について協議を行うとともに、必要に応じて協定を締結するなど連携の強化を図ります。</p>	
担当	危機管理課・水道事業課						
実施期間	H23年度～ H25年度	見直し 区分	継続				
重要	A	緊急	A	時期	A		
②	応急給水体制の整備					<p>水道の断水等により、生活及び衛生管理に必要な飲料水等の確保が困難となる事態に備え、「水道事業課防災対策必携」に基づく体制のもとで、効率的に飲料水等が提供できるように応急給水マニュアルを策定するなど応急給水体制を整備します。</p>	
担当	水道事業課						
実施期間	H23年度～ H26年度	見直し 区分	継続				
重要	A	緊急	A	時期	A		

平成25年度以降の取り組み事項の内容
(鳴門市地震津波対策推進計画本文 第5章 計画の重点項目)

4. 被災者の生活を支援する

項目No.						H25年度以降の取り組み内容
事項No.	取り組み事項名					
③	食糧応急供給体制の整備					災害時における、食糧供給数量の把握、備蓄食糧の供給方法、住民への周知方法、市内事業者からの調達方法及び関係機関との協力体制、各避難所への移送方法等を定めた食糧応急供給マニュアルを策定するなど食糧応急供給体制を整備します。
担当	商工政策課・観光振興課					
実施期間	H23年度～ H26年度	見直し 区分	修正・継続			
重要	B	緊急	A	時期	A	
④	炊出実施体制の整備					被災者に暖かい衛生的な食事が供給できるように、炊き出しの場所、人員、材料や調理器具・熱量の調達、住民への周知方法、関係団体との協力・役割分担等を定める炊出マニュアルを策定するなど炊出実施体制を整備します。
担当	商工政策課・観光振興課					
実施期間	H23年度～ H26年度	見直し 区分	修正・継続			
重要	B	緊急	A	時期	A	
⑤	生活必需品供給体制の整備					被災者が日常生活を行うため必要となる、被服・寝具等の生活必需品を供給するため、業者との協定の締結のほか生活必需品確保マニュアルを策定するなど、迅速な生活必需品の支給を行うことができる体制の整備を行います。
担当	危機管理課・市民協働推進課・社会福祉課					
実施期間	H23年度～ H26年度	見直し 区分	修正・継続			
重要	B	緊急	A	時期	A	
⑥	特設公衆電話の設置					災害発生時において、家族の安否確認等に活用するなど、避難者等へ迅速かつ確実な通信手段を確保するため、市内各避難所等に災害時においても比較的つながりやすい特設公衆電話を設置します。
担当	危機管理課					
実施期間	H25年度	見直し 区分	新規			
重要	B	緊急	B	時期	A	
⑦	防災行政無線等の整備					再掲(1-(7)-①)・7ページに掲載
⑧	防災備蓄の推進					再掲(1-(9)-①)・12ページに掲載
⑨	災害情報の迅速・確実な伝達体制の整備					再掲(2-(2)-①)・13ページに掲載
⑩	市公式ウェブサイト・Twitter・テレビ鳴門の活用					再掲(2-(2)-④)・14ページに掲載
⑪	「災害情報Eメール配信サービス」の登録促進と活用					再掲(2-(2)-⑤)・14ページに掲載
⑫	地方放送局との連携					再掲(2-(2)-⑫)・15ページに掲載

平成25年度以降の取り組み事項の内容
(鳴門市地震津波対策推進計画本文 第5章 計画の重点項目)

4. 被災者の生活を支援する

項目No.							H25年度以降の取り組み内容
事項No.	取り組み事項名						
(3) 生活環境を整備する							
①	被害調査マニュアルの策定					災害内容別に、調査の時期や手法、項目、また、被災者への情報伝達や支援内容、支給品の配布などについての説明が適切に行えるように、被害調査に関する内容を定めたマニュアルを策定し、被災内容に基づき適切で迅速な支援を行えるように努めます。	
担当	市災害対策本部市民生活班支部担当						
実施期間	H23年度～ H26年度	見直し 区分	継続				
重要	A	緊急	A	時期	A		
②	防疫体制の整備					被災地・避難所における衛生状態の悪化により、病虫害の発生、疾病や感染症などが発生するため、市災害対策本部各班が連携して、季節・内容に応じた消毒等の対象の選定、医薬品の確保等に係るフロー図的な防疫マニュアル等を策定し、効果的な防疫体制を整備します。	
担当	市民協働推進課・環境政策課・クリーンセンター廃棄物対策課・健康づくり課						
実施期間	H23年度～ H26年度	見直し 区分	継続				
重要	B	緊急	B	時期	A		
③	衛生・防疫用資機材等の確保					衛生状態の向上及び防疫対策を行うため、国や県で行われている被害想定結果を受け、必要となる薬剤及び資機材の数量の算出と備蓄、適宜点検等を実施するとともに、緊急時の調達先の検討など、資機材等の確保を円滑に図るための仕組みを構築します。	
担当	環境政策課・クリーンセンター廃棄物対策課						
実施期間	H23年度～ H26年度	見直し 区分	継続				
重要	B	緊急	B	時期	A		
④	災害廃棄物処理計画の見直し					現在、国や県において被害想定の見直しに伴う新たな災害廃棄物処理計画が策定されていることから、同計画ができ次第、本市の災害廃棄物の保管・処理等について定める「鳴門市災害廃棄物処理計画」を早急に見直します。	
担当	クリーンセンター廃棄物対策課						
実施期間	H23年度～ H26年度	見直し 区分	継続				
重要	A	緊急	B	時期	C		

平成25年度以降の取り組み事項の内容
(鳴門市地震津波対策推進計画本文 第5章 計画の重点項目)

4. 被災者の生活を支援する

項目No.							H25年度以降の取り組み内容
事項No.	取り組み事項名						
(4) 生活再建を支援する							
①	生活相談の実施					<p>災害時には、多数の被災者が生活基盤の喪失等により生活に困窮するため、被災者の生活支援に向けた各種制度の案内と相談を行うための被災者生活相談マニュアルを策定するなど、迅速で的確な総合的な生活相談が行えるようにします。</p>	
担当	市民協働推進課ほか関係各課						
実施期間	H23年度～H26年度	見直し区分	修正・継続				
重要	B	緊急	B	時期	A		
②	被災者支援システム等の運用					<p>り災証明発行をはじめ様々な情報支援に活用できる被災者支援システム等について、研修会や訓練を実施するなどして災害発生時にシステムの円滑な運用が行えるようにします。</p>	
担当	危機管理課・市民協働推進課・市民課・まちづくり課・クリーンセンター廃棄物対策課・情報化推進室						
実施期間	継続事業		見直し区分	新規			
重要	A	緊急	B	時期	A		
③	災害弔慰金等の支給・貸付マニュアルの策定					<p>被災者の生活を再建するために必要な災害弔慰金・災害援護資金等の支給・貸付に係る処理を円滑に遅滞なく行うため、災害弔慰金等支給マニュアル、災害援護資金貸付マニュアルを策定します。</p>	
担当	市民協働推進課						
実施期間	H23年度～H26年度	見直し区分	継続				
重要	B	緊急	B	時期	A		
④	仮設住宅整備マニュアルの策定					<p>仮設住宅は、災害により住居を喪失した市民等のため、災害後20日以内に市が用地を選定し、県が建設しなければならないことから、早期に仮設住宅の提供ができるように、候補地の選定と事務処理の手順を定めた仮設住宅整備マニュアルを策定します。</p>	
担当	まちづくり課						
実施期間	H23年度～H26年度	見直し区分	継続				
重要	B	緊急	B	時期	B		
⑤	災害ボランティアセンターの体制整備					再掲(1-(6)-②)・7ページに掲載	
⑥	税・料の減免制度の周知					<p>被災した市民等に対しては、市税・国民健康保険料・介護保険料の減免制度があり、同様に国や県が賦課する税・料についても減免制度があることから、国や県の資料の活用や関係部局が連携した資料を作成し、税・料の減免制度の周知を行います。</p>	
担当	市民協働推進課・税務課・保険課・長寿介護課・水道事業課						
実施期間	継続事業		見直し区分	修正			
重要	B	緊急	B	時期	A		

平成25年度以降の取り組み事項の内容
(鳴門市地震津波対策推進計画本文 第5章 計画の重点項目)

4. 被災者の生活を支援する

項目No.		H25年度以降の取り組み内容				
事項No.	取り組み事項名					
(5) 教育環境等を整備する						
①	学校施設等応急対策の整備					<p>学校等が被災時は、応急危険度判定を迅速に行い、施設として機能を維持しているかの判断と、機能を失っていると判断された際は代替施設の検討も必要となるため、事前に対応について検討を行いマニュアルを策定するなど、学校施設等の応急対策を整備します。</p>
担当	教育総務課・子どもいきいき課					
実施期間	H23年度～ H26年度	見直し 区分	継続			
重要	B	緊急	B	時期	A	
②	応急的教育等実施体制の整備					<p>災害時に、被災の状況に応じ被災地域で学校教育等を行うために必要となる、教職員の確保、設備や教材、学用品等の調達、また、子どもたちの心のケア等に関する対応を定めたマニュアルを策定するなど、早期に教育等を再開するための応急的教育等実施体制を整備します。</p>
担当	学校教育課・子どもいきいき課					
実施期間	H23年度～ H26年度	見直し 区分	継続			
重要	B	緊急	B	時期	A	
③	学校給食等復旧マニュアルの策定					<p>被災地域で学校給食等を再開する場合は、施設の被害状況、食材や水、調理員等の確保が必要となること、また、学校給食等の施設は被災時には炊き出し施設にもなることから、早期の学校給食の再開と被災者への支援のため学校給食等復旧マニュアルを策定します。</p>
担当	教育総務課・子どもいきいき課					
実施期間	H23年度～ H26年度	見直し 区分	継続			
重要	B	緊急	B	時期	A	

○H25年度以降の取り組み内容

所 属	重点 項目	分野別 項目	取 り 組 み 事 項	掲載 ページ
全 部 署	1	(8)	③ 事業継続計画(BCP)の策定	10P
施 設 保 有 部 署	1	(7)	⑪ 市有施設耐震化の推進	9P
関 係 部 署	4	(4)	① 生活相談の実施	24P
企 画 総 務 部 (市災害対策本部企画総務班)				
総 務 課	1	(8)	⑦ 行政情報の災害対策の推進	11P
契 約 検 査 室				
人 事 課	1	(8)	② 市災害対策本部職員の危機管理意識の醸成と役割認識の徹底	10P
	1	(8)	⑩ 災害時における再任用職員等の活用検討	11P
税 務 課	4	(4)	⑥ 税・料の減免制度の周知	24P
秘 書 広 報 課	1	(1)	② 広報なると・テレビ広報等による啓発	3P
	2	(2)	① 災害情報の迅速・確実な伝達体制の整備	13P
	2	(2)	④ 市公式ウェブサイト・Twitter・テレビ鳴門の活用	14P
情 報 化 推 進 室	1	(8)	⑦ 行政情報の災害対策の推進	11P
	2	(1)	① 市災害対策本部内の情報処理体制の整備	13P
	2	(2)	① 災害情報の迅速・確実な伝達体制の整備	13P
	2	(2)	⑥ 「鳴門市しらせ隊」の登録促進と活用	14P
	2	(2)	⑦ 携帯電話緊急速報メールの活用	14P
	4	(4)	② 被災者支援システム等の運用	24P
企 画 課				
交 通 政 策 室	3	(2)	⑥ 競艇事業・地域バス事業の災害対応マニュアルの整備	17P
財 政 課				
危 機 管 理 局				
	1	(1)	① 津波ハザードマップ等の見直しと配布	3P
	1	(1)	② 広報なると・テレビ広報等による啓発	3P
	1	(1)	③ 防災訓練の実施	3P
	1	(1)	④ 出前市長室・出前講座の開催	3P
	1	(1)	⑤ 標高表示標識・災害時統一標識の設置	3P
	1	(2)	② 家具転倒防止器具の設置促進	4P
	1	(2)	③ 災害時備蓄食糧等の備蓄啓発	4P
	1	(3)	① 自主防災会の活動活性化の促進	4P
	1	(3)	② 災害時要援護者の避難支援体制の整備	5P
	1	(3)	④ 防災資機材の整備	5P
	1	(4)	⑥ 自主防災会等との連携	6P
	1	(5)	① 防災意識の啓発	6P
	1	(5)	② 自主防災会等との連携啓発	6P
	1	(5)	③ 帰宅困難者への対応啓発	7P
	1	(6)	① 災害時における広域連携体制の構築	7P
	1	(7)	① 防災行政無線等の整備	7P
	1	(7)	② 避難路・避難場所の見直しと整備	8P
	1	(7)	③ 津波避難ビルの確保	8P
	1	(7)	④ 津波避難タワーの整備	8P
	1	(8)	① 津波避難計画の見直し	9P
	1	(8)	② 市災害対策本部職員の危機管理意識の醸成と役割認識の徹底	10P
	1	(8)	③ 事業継続計画(BCP)の策定	10P
	1	(8)	④ 初動体制等の整備	10P
危 機 管 理 課	1	(8)	⑤ 円滑な支部の設置・運営の確保	10P
	1	(8)	⑥ 市災害対策本部職員・消防職員・消防団員の安全確保	10P
	1	(8)	⑧ 応援体制・協力関係の構築	11P
	1	(8)	⑨ 各事態への対応マニュアルの整備と周知徹底	11P
	1	(8)	⑩ 災害時における再任用職員等の活用検討	11P
	1	(9)	① 防災備蓄の推進	12P
	2	(1)	① 市災害対策本部内の情報処理体制の整備	13P
	2	(1)	③ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備	13P
	2	(1)	④ 気象庁からの災害情報の活用	13P
	2	(2)	① 災害情報の迅速・確実な伝達体制の整備	13P
	2	(2)	④ 市公式ウェブサイト・Twitter・テレビ鳴門の活用	14P
	2	(2)	⑤ 「災害情報Eメール配信サービス」の登録促進と活用	14P
	2	(2)	⑥ 「鳴門市しらせ隊」の登録促進と活用	14P
	2	(2)	⑦ 携帯電話緊急速報メールの活用	14P
	2	(2)	⑧ 「すだちくんメール」の登録促進と活用	14P
	2	(2)	⑨ 災害時優先通信システム(電話回線)の活用	15P
	2	(2)	⑪ 庁内放送の活用	15P
	2	(2)	⑫ 地方放送局との連携	15P
	3	(1)	⑤ 避難所の見直しと機能強化	16P
	3	(2)	① 避難情報の発令・伝達体制の整備	17P
	3	(2)	③ 避難場所・避難経路等の周知徹底	17P
	3	(2)	⑦ 外国人の避難支援	17P
	3	(3)	④ 国・県・自衛隊等からの支援・協力の確保	19P
	3	(3)	⑨ 死体の収容・処理・埋葬マニュアルの策定	19P

○H25年度以降の取り組み内容

所 属		重点 項目	分野別 項目	取 り 組 み 事 項	掲載 ページ		
危 機 管 理 課		3	(5)	③ 災害用ヘリポートの確保	20P		
		4	(2)	① ライフライン事業者との連携強化	21P		
		4	(2)	⑤ 生活必需品供給体制の整備	22P		
		4	(2)	⑥ 特設公衆電話の設置	22P		
		4	(4)	② 被災者支援システム等の運用	24P		
市 民 環 境 部 (市災害対策本部市民生活班)		3	(1)	① 避難所開設・運営マニュアルの策定(支部班)	16P		
		4	(3)	① 被害調査マニュアルの策定(支部班)	23P		
	市 民 協 働 推 進 課		1	(1)	④ 出前市長室・出前講座の開催	3P	
			1	(6)	② 災害ボランティアセンターの体制整備	7P	
			3	(3)	⑨ 死体の収容・処理・埋葬マニュアルの策定	19P	
			4	(2)	⑤ 生活必需品供給体制の整備	22P	
			4	(3)	② 防疫体制の整備	23P	
			4	(4)	① 生活相談の実施	24P	
			4	(4)	② 被災者支援システム等の運用	24P	
			4	(4)	③ 災害弔慰金等の支給・貸付マニュアルの策定	24P	
	市 民 課		3	(3)	⑨ 死体の収容・処理・埋葬マニュアルの策定	19P	
			4	(4)	② 被災者支援システム等の運用	24P	
	文 化 交 流 推 進 課						
		ド イ ツ 館					
	文 化 会 館						
	環 境 局 (市災害対策本部 環境衛生班)						
環 境 政 策 課			4	(3)	② 防疫体制の整備	23P	
			4	(3)	③ 衛生・防疫用資機材等の確保	23P	
ク リ セ 管 理 課			3	(3)	⑨ 死体の収容・処理・埋葬マニュアルの策定	19P	
ク リ セ 廃 棄 物 対 策 課			4	(1)	③ 避難所仮設トイレの整備	21P	
			4	(3)	② 防疫体制の整備	23P	
			4	(3)	③ 衛生・防疫用資機材等の確保	23P	
			4	(3)	④ 災害廃棄物処理計画の見直し	23P	
			4	(4)	② 被災者支援システム等の運用	24P	
健 康 福 祉 部 (市災害対策本部健康福祉班)							
		健 康 づ く り 課		1	(3)	② 災害時要援護者の避難支援体制の整備	5P
				3	(4)	① 医師会等との連携	19P
			3	(4)	② 負傷者等の救急医療体制の整備	19P	
			3	(4)	③ 災害時医薬品等の確保	20P	
			3	(4)	⑤ 応急救護所設置マニュアルの策定	20P	
			4	(1)	② 災害発生後要援護者支援体制の整備	21P	
			4	(3)	② 防疫体制の整備	23P	
			4	(4)	⑥ 税・料の減免制度の周知	24P	
	保 険 課		1	(3)	② 災害時要援護者の避難支援体制の整備	5P	
			1	(5)	② 自主防災会等との連携啓発	6P	
		長 寿 介 護 課		3	(1)	③ 福祉避難所施設の設置	16P
				3	(1)	④ 福祉避難所施設開設・運営マニュアルの策定	16P
				4	(4)	⑥ 税・料の減免制度の周知	24P
	人 権 推 進 課						
		人 権 福 祉 セ ン タ ー 川 崎 会 館					
	福 祉 事 務 所						
		社 会 福 祉 課		1	(3)	② 災害時要援護者の避難支援体制の整備	5P
			1	(5)	② 自主防災会等との連携啓発	6P	
			1	(5)	③ 帰宅困難者への対応啓発	7P	
			1	(6)	② 災害ボランティアセンターの体制整備	7P	
			3	(1)	③ 福祉避難所施設の設置	16P	
			3	(1)	④ 福祉避難所施設開設・運営マニュアルの策定	16P	
			4	(2)	⑤ 生活必需品供給体制の整備	22P	
子 ども い き い き 課				1	(4)	① 学校等の危機管理体制の整備	5P
				1	(4)	② 学校等での避難訓練の実施	5P
				1	(4)	③ 防災教育の実施	5P
			1	(4)	④ 学校施設等の耐震化推進	6P	
			1	(4)	⑤ 保護者との連絡体制の整備	6P	
			1	(4)	⑥ 自主防災会等との連携	6P	
			1	(5)	② 自主防災会等との連携啓発	6P	
			1	(5)	③ 帰宅困難者への対応啓発	7P	
			4	(5)	① 学校施設等応急対策の整備	25P	
			4	(5)	② 応急的教育等実施体制の整備	25P	
		4	(5)	③ 学校給食等復旧マニュアルの策定	25P		

○H25年度以降の取り組み内容

所 属	重点 項目	分野別 項目	取 り 組 み 事 項	掲載 ページ
経 済 建 設 部 (市 災 害 対 策 本 部 建 設 班)				
ま ち づ く り 課	1	(2)	① 木造住宅耐震診断・改修支援の推進	4P
	1	(8)	⑧ 応援体制・協力関係の構築	11P
	1	(8)	⑪ 空き家対策の推進	11P
	4	(4)	② 被災者支援システム等の運用	24P
	4	(4)	④ 仮設住宅整備マニュアルの策定	24P
	1	(7)	⑧ 道路橋梁耐震化の推進	8P
土 木 課	1	(7)	⑫ 水門・樋門・ポンプ場・都市下水路の整備	9P
	3	(5)	② 災害時搬送車両の輸送路の整備	20P
下 水 道 課	1	(7)	⑫ 水門・樋門・ポンプ場・都市下水路の整備	9P
公 園 緑 地 課				
経 済 局 (市 災 害 対 策 本 部 経 済 班)				
商 工 政 策 課	1	(5)	① 防災意識の啓発	6P
	1	(5)	③ 帰宅困難者への対応啓発	7P
	1	(8)	⑧ 応援体制・協力関係の構築	11P
	4	(2)	③ 食糧応急供給体制の整備	22P
	4	(2)	④ 炊出実施体制の整備	22P
	勤 労 青 少 年 ホ ー ム			
観 光 振 興 課	1	(5)	③ 帰宅困難者への対応啓発	7P
	4	(2)	③ 食糧応急供給体制の整備	22P
農 林 水 産 課	4	(2)	④ 炊出実施体制の整備	22P
	1	(7)	⑫ 水門・樋門・ポンプ場・都市下水路の整備	9P
公 設 地 方 卸 売 市 場				
会 計 課				
消 防 本 部 (市 災 害 対 策 本 部 消 防 班)				
消 防 総 務 課	1	(8)	⑥ 市災害対策本部職員・消防職員・消防団員の安全確保	10P
	3	(2)	⑨ 率先避難者の育成	18P
予 防 課	1	(1)	③ 防災訓練の実施	3P
	3	(2)	⑧ 警察・消防・消防団・自主防災会による避難誘導體制の整備	18P
	3	(3)	② 警察・消防・消防団等と連携した救出救護体制の整備	18P
消 防 署				
大 麻 分 署				
企 業 局 (市 災 害 対 策 本 部 企 業 班)				
水 道 事 業 課	1	(7)	⑩ 水道施設耐震化の推進	9P
	4	(2)	① ライフライン事業者との連携強化	21P
	4	(2)	② 応急給水体制の整備	21P
	4	(4)	⑥ 税・料の減免制度の周知	24P
浄 水 場				
競 艇 企 画 管 理 課	1	(5)	③ 帰宅困難者への対応啓発	7P
	1	(7)	⑨ 競艇場施設耐震化の推進	9P
ポ ー ト ビ ア 土 佐				
競 艇 業 務 推 進 課	3	(2)	⑥ 競艇事業・地域バス事業の災害対応マニュアルの整備	17P
教 育 委 員 会 (市 災 害 対 策 本 部 教 育 班)				
教 育 総 務 課	1	(4)	④ 学校施設等の耐震化推進	6P
	1	(7)	⑥ 避難所耐震化の推進	8P
	4	(5)	① 学校施設等応急対策の整備	25P
	4	(5)	③ 学校給食等復旧マニュアルの策定	25P
大 麻 学 校 給 食 セ ン タ ー				
学 校 教 育 課	1	(4)	① 学校等の危機管理体制の整備	5P
	1	(4)	② 学校等での避難訓練の実施	5P
	1	(4)	③ 防災教育の実施	5P
	1	(4)	⑤ 保護者との連絡体制の整備	6P
	1	(4)	⑥ 自主防災会等との連携	6P
	4	(5)	② 応急的教育等実施体制の整備	25P
教 育 支 援 室				
生 涯 学 習 人 権 課	1	(1)	④ 出前市長室・出前講座の開催	3P
	1	(7)	⑥ 避難所耐震化の推進	8P
体 育 振 興 室				
図 書 館				
青 少 年 会 館				
市 場 ・ 川 崎 児 童 館				